

意見書案第 2 号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直し
に関する意見書について

文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直しに関する
意見書を別紙のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び
総務大臣へ提出するものとする。

令和 3 年 1 2 月 2 2 日 提出

尼崎市議会議員	安	浪	順	一
同	光	本	圭	佑
同	別	府	建	一
同	辻		信	行
同	西	藤	彰	子
同	長	崎	く	み
同	松	岡	洋	司
同	西	田	兼	治
同	池	田	り	な
同	寺	井	大	地
同	東	浦	小	夜子
同	川	崎	敏	美
同	須	田		和
同	林		久	博
同	波	多	正	文
同	田	中	淳	司

(別 紙)

文書通信交通滞在費及び立法事務費に係る制度の見直し
に関する意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が、11月1日に当選確定した議員も含め、投開票日である10月31日を基準日として、10月分の満額である100万円支給されたことを発端に、文通費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっています。

文通費については、過去に日割支給について提案があったもののま
とまらず、国会法第38条並びに国会議員の歳費、旅費及び手当等
に関する法律第9条の規定により、公の書類を発送し及び公の性質を有
する通信をなす等のため、全ての国会議員に毎月100万円が支給され
ていますが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収
書の添付、残金の返還等の規定がなく、国民が納めた税金で賄われて
いるのにもかかわらず、その使途が不明瞭であり、国民の政治不信を
大きくしています。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、
納税者から納得される国会議員の活動の在り方とするため、次の措置
を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 文通費及び立法事務費の使途を明確化し、日割り支給とするとも
に、本市議会の政務活動費と同様に、領収書及び活動内容が分か
る書類を添付した収支報告書の提出並びに当該報告書のインター
ネット公開を義務付ける規定を設けること。
- 2 文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁止する
規定を設けること。
- 3 文通費及び立法事務費の支出が支給額を下回り、残金が発生した
場合は、返金することを義務付ける規定を設けること。

4 文通費及び立法事務費からの支出については、原則、電磁的記録による保存を行うようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年12月 日

尼崎市議会議長

前 迫 直 美

衆 議 院 議 長	細 田 博 之	
参 議 院 議 長	山 東 昭 子	様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄	
総 務 大 臣	金 子 恭 之	